

東村山市  
地域循環型社会形成推進地域計画

東村山市

令和元年 12月 19日

# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3 施策の内容 -----	5
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	12
様式 1～3 -----	13
参考資料様式 2、7 -----	16
添付資料 1～4 -----	19

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

構成市町村名：東村山市

面 積：17.14km<sup>2</sup>

人 口：151,024 人（令和元年 10 月 1 日現在）

## (2) 計画期間

本計画は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

東村山市（以下「当市」という）は、東京都の北西部に位置し、北は狭山丘陵・柳瀬川によって埼玉県所沢市に、東から南東は東京都清瀬市、東久留米市、南は小平市、西は東大和市に接している。当市の交通網は、私鉄西武各線と JR 東日本武蔵野線が縦横に走り、中央には新青梅街道と府中街道が交差する都市である。

当市の人口は、平成 7 年度から平成 23 年度にかけて、都心部近郊の住宅都市という地域特性のもと、毎年微増し続けていたが、平成 24 年度をピークに減少に転じており、近年、緩やかな減少傾向が続いている。当市のごみ排出量は、人口が微減傾向にあるとともに一人 1 日当たりのごみ排出量においても減少傾向にあるため、過去 5 年間で約 40 千 t から約 38 千 t への微減傾向にある。

既存のごみ焼却施設は竣工後 38 年を迎えている。平成 22・23 年度に二度目の延命化工事を実施するとともに、現行の耐震基準に適合するため耐震化工事を行い、毎年度行っている定期点検補修工事により安定な稼働を継続しているが、その一方で、平成 28 年度に実施したごみ焼却施設機能診断の結果では、一部コンクリートの劣化など老朽化が進んでいることが確認されており、安全かつ安定的なごみ処理を継続するためには、ごみ発電などの効率的な余熱利用による地球温暖化対策や近年頻発する自然災害等への対策を十分に考慮しながら、早期に施設の更新をする必要がある。

リサイクルセンターは、周辺への騒音・臭気等の影響を配慮した中間処理施設として平成 26 年度に整備され、びん・かんの処理、蛍光管などの有害物の処理、燃やせないごみの一時保管及び積替えを行っている。

## (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

東京都では、平成 31 年 3 月 29 日付環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」による広域化・集約化計画は

現在策定されておらず、そのうえで当市の取り組み状況について記載する。

当市は、燃やせるごみ、粗大ごみ、燃やせないごみ、資源物の一部を当市が所有する中間処理施設で自区内処理を行っている。焼却処理について、他市との共同処理の検討も行ったが、施設の効率性・合理性はあるが、複数の市で共同処理するための用地確保の問題、ごみ収集車両の増加による施設周辺への影響等を考慮すると、大きな困難を伴うこと、また、施設の更新時期の違いなどから、現時点で当市と共同処理できる自治体が近隣にはないことなど早急な広域化は難しく、新しいごみ焼却施設整備にあたっては、自区内処理の見地から当市単独施設としている。

一方、東京たま広域資源循環組合（25市1町で構成する組合）に加盟し焼却灰等は広域処分を行っている。同組合では、処分場の延命化や資源循環型社会に向けて、搬入される焼却灰からエコセメントの製造を行っており、当市では製造されたエコセメントを公共工事に利用するように努めている。

循環型社会形成推進のための現状と目標

(5) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、37,633 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 16,114 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量） / （ごみの総処理量+集団回収量））は 42.8%である。

中間処理による減量化量は 21,519 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 6 割が減量化されている。また、最終処分量は 0 トンとなっている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 24,837 トンである。

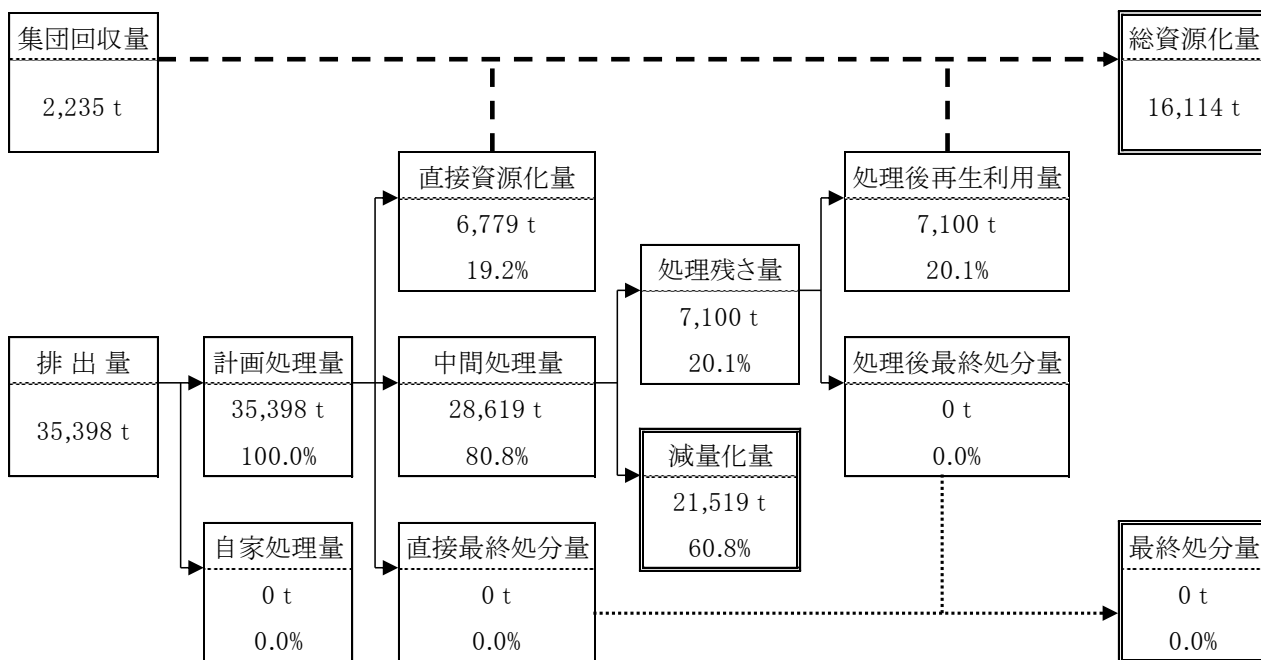


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成30年度)	目標(割合※1) (令和7年度)
排出量	事業系 総排出量	4,141 トン	3,992 トン (-3.6%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.05 トン/事業所	1.02 トン/事業所 (-2.9%)
	生活系 総排出量	31,257 トン	28,906 トン (-7.5%)
	1人当たりの排出量※3	149.7 kg/人	141.6 kg/人 (-5.4%)
合 計 事業系生活系排出量合計		35,398 トン	32,898 トン (-7.1%)
再生利用量	直接資源化量	6,779 トン (19.2%)	6,931 トン (21.1%)
	総資源化量	16,114 トン (42.8%)	15,170 トン (43.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	- MWh - GJ	- MWh - GJ
	減量化量	中間処理による減量化量	21,519 トン (60.8%) 19,525 トン (59.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及びに熱利用量[単位:GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]

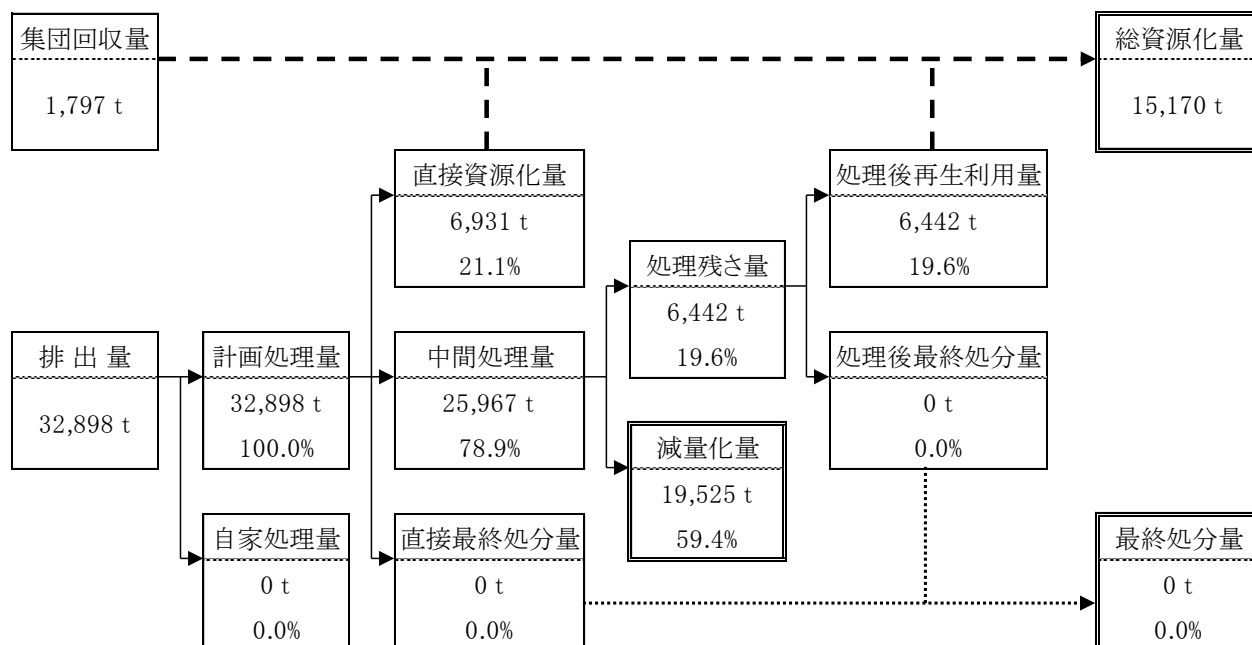


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

## 2 施策の内容

### (1) 発生抑制・再使用・再利用の推進

#### ア 発生抑制の推進

当市は、平成 14 年 10 月から「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、平成 19 年 1 月から「容器包装プラスチック」について、当市の指定する収集袋（有料）による戸別収集（集合住宅を除く）を行っている。「粗大ごみ」についても処理手数料を徴収しており、持込みの場合、平成 19 年度まで 10kg あたり 250 円であった手数料を平成 20 年度より 10kg あたり 350 円としている。

有料化を実施した後のごみ量を有料化以前と比較すると、2,000～3,000 t の減量を継続しており、排出者責任の明確化による分別の徹底や再資源化意識の向上がみられ、ごみ減量・発生抑制に効果をあげている。

また、家庭から排出される可燃ごみの 2～3 割程度を生ごみが占めるため、可燃ごみの減量には生ごみの減量が不可欠である。そのため、食品ロス削減及び生ごみの水切りの啓発活動を行っている。

具体的な取組みとしては、イベント時のフードドライブ実施、3010（サンマルイチマル）運動の周知、食品ロス・水切りリーフレットの配布、小学校 4 年生を対象に実施している出前授業や、公共施設及び店頭における出前講座、飲食店やスーパーに向けたポスターを作成して掲示するなどの啓発活動を行っている。

レジ袋削減についても、包装廃棄物減少促進のための事業者向け対策として、多摩北部都市広域行政圏協議会とマイバッグキャンペーンを実施し、スーパーでのスタンプ制（レジ袋の利用を断ったお客にスタンプを押し、一定程度貯まると景品等と交換する制度）を行うことにより一定の効果をあげている。しかしながら、ごみとして排出されるレジ袋は少なくなく、容器包装リサイクル法の見直しでもレジ袋等の有料化の議論があったことから、当市としても小売店舗が無料配布のレジ袋を削減していくよう指導していく。

発生抑制は、ごみとして排出する前の買い物や物の使い方、食材の保管や料理の仕方など、家庭の取り組みが中心となる。そのため、買い物や調理等も含め、それぞれの家庭や各人が行っている発生抑制の知恵や工夫等を集め、広く市民に伝えることが必要である。市民の身近な活動を基本とするため、市内各町各丁目から 1 名ずつ選出された「廃棄物減量等推進員」を中心にして、さらに発生抑制を推進し発展させていく。今後も、ごみ減量化や排出量の負担の公平性等を考慮し、発生抑制の推進に有効な施策を展開していく。

#### イ 再使用の推進

市民に再使用の推進を促す施策としては、年 1 回東村山市リサイクルフェアを実施しており、市民によるフリーマーケットに多くの来場者が集まり、衣類等のリユースを推進している。また、市民参加型の運営をしている「美住リサイクルショ

ップ」では、年 3 回のフリーマーケットを開催し、日常的に再生家具の展示販売を行っており、啓発拠点としても各種イベントや会議、研修等に利用されている。秋水園内に設置されているとんぼ工房においては、収集した粗大ごみの中で修理可能なものは再生処理を行っている。今後も、美住リサイクルショップやとんぼ工房を中心とした再使用の推進を積極的に図るものとする。

#### ウ 再利用の推進

当市は、資源としての新聞・雑誌・段ボール・古布・牛乳パック類について行政回収による回収方法だけではなく、自治会や子ども会、福祉団体等が参加している「集団資源回収」を行っている。また、地域で 3 世帯以上が集まったグループに対して、「生ごみ集団回収」を行っている。

#### エ 普及啓発活動の推進

啓発活動は、ごみ見聞録や夢ハウスだより等による定期的な広報紙の発行や、一年間のごみカレンダーや分け方・出し方解説書の配布、ホームページを利用した広報活動と、職員によるごみ分別・ごみ減量の出前講座を自治会、スーパー、公共施設で行っている。今後もさらに質的充実を図り継続していくものとする。

#### オ 環境教育の推進

子どもたちのごみから資源への意識醸成を目的とした環境教育においては、当市で運営している焼却施設及び資源化施設の見学や職員の出前授業を市内小学校 15 校の 4 年生を対象に実施している。

また、市民の環境教育の機会創出を目的として、毎年開催している東村山市リサイクルフェアにおいて施設見学や環境標語の募集を行っている。

#### カ 助成制度の推進

当市は、資源としての新聞・雑誌・段ボール・古布・牛乳パック類について行政回収による回収方法だけではなく、自治会や子ども会、福祉団体等が参加し、「集団資源回収」を行っている。この回収を行うことにより、地域の活性化や個人での再資源化に対する分別の徹底も含め、資源化率の向上に寄与している。自治会等の単位で参加することにより、地域のコミュニケーションの推進にも役立っている。助成としては、収集した資源物に対して 1k g 当り 5 円の助成を行っている。また、生ごみの減量化に対しての助成として、生ごみ減量化容器購入補助制度（1 基あたり容器購入価格の 1/2 の額 上限 3,000 円）を実施している。

#### キ 事業系ごみにおける減量及び再利用計画作成

事業系ごみを排出する事業者へ、ごみの収集・運搬を民間の許可業者と契約する



よう指導しており、それ以外の少量排出事業者は平成 14 年 10 月より事業系指定袋（有料）の使用を義務付けている。平成 14 年度の家庭ごみの有料化・戸別収集の実施により、排出者の責任がより明確となり、事業系ごみは減少傾向にある。市では、立ち入り検査を実施し、分別や排出の状況についての指導を行っている。今後も更に排出者責任を徹底させ、発生抑制を推進していくものとする。また、事業用大規模建築物（延べ床面積 3,000 ㎡以上の建築物）の所有者に対して、減量及び再利用計画書の作成・提出を求めており、減量・リサイクルに一定の効果をあげていることから今後とも継続して進めていく。

## **(2) 処理体制**

### **ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後**

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりである。

当市は、平成 26 年度にリサイクルセンターを整備し、安全で効率的なごみ処理を行っている。リサイクルセンター建設に合わせ、びん・かんの収集は、集積所収集方式から戸別収集方式へ移行し、ペットボトルは、戸別収集を行っていたプラスチック製容器包装と併せて収集し、効率的な収集運搬を推進している。

焼却施設については、老朽化が進んでいることから施設の更新を検討している。

なお、焼却処理後に生じる焼却灰についてもエコセメント化するなど全てのごみを中間処理後或いは直接資源化しており、効率的なリサイクルが行われている。また、平成 19 年 1 月より容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装を資源物として回収している。

### **イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後**

事業系ごみを排出する事業者へ、ごみの収集・運搬を民間の許可業者と契約するよう指導しており、少量排出事業者は平成 14 年 10 月より事業系指定袋（有料）の使用を義務付けている。また、事業用大規模建築物（延べ床面積 3,000 ㎡以上の建築物）の所有者に対して、減量及び再利用計画書の作成・提出を求めている。

今後も排出者責任を徹底させ、事業系一般廃棄物の排出抑制を推進していく。

### **ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後**

現状では産業廃棄物の処理は行っておらず、今後も産業廃棄物の処理は行わない予定である。

### **エ 今後の処理体制の要点**

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◇老朽化した焼却施設の更新を図り、発電等の熱回収について積極的に推進していく。
- ◇焼却残渣については、今後もエコセメント化による資源化を推進していく。
- ◇事業系一般廃棄物に対し、排出者責任に基づく指導を強化し、事業系一般廃棄物の排出抑制を推進していく。
- ◇びん・かん及びペットボトル・プラスチック製容器包装については、収集方式を戸別収集とし、適正な出し方による収集運搬並びに処理の効率化を推進していく。

表2 東村山市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成30年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)
		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	秋水園(ごみ処理施設)	二ツ塚処分場(エコセメント化)	23,279
燃やせないごみ	選別等	秋水園(Uサイクルセンター)	委託	1,950
粗大ごみ	選別等	秋水園(Uサイクルセンター)	資源物:売却 資源物以外:委託(焼却処理後にスラグ化)ただし一部秋水園(ごみ処理施設)にて焼却処理	1,432
資源物	びん	秋水園(Uサイクルセンター)	委託	1,002
	かん			501
	ペットボトル	委託	-	407
	プラ容器包装			2,484
	新聞			657
	雑誌			2,191
	段ボール			956
	古着			477
	紙パック			1
	生ごみ			9
	有害ごみ			蛍光管
乾電池		37		



今後(令和7年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)
		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	秋水園(ごみ処理施設)	二ツ塚処分場(エコセメント化)	21,379
燃やせないごみ	選別等	秋水園(Uサイクルセンター)	委託	1,840
粗大ごみ	選別等	秋水園(Uサイクルセンター)	資源物:売却 資源物以外:委託(焼却処理後にスラグ化)ただし一部秋水園(ごみ処理施設)にて焼却処理	1,539
資源物	びん	秋水園(Uサイクルセンター)	委託	761
	かん			404
	ペットボトル	委託	-	391
	プラ容器包装			2,498
	新聞			522
	雑誌			2,152
	段ボール			958
	古着			404
	紙パック			1
	生ごみ			5
	有害ごみ			蛍光管
乾電池		36		

### (3) 処理施設の整備

上記(2)の表2に示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備予定の施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収 施設施設 (仮称)東村山市 秋水園ごみ処理 施設	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設 整備事業	110t/日	東村山市秋津町 4-17-1	R6-R11

(整備理由)

事業番号1	安全性・継続性に優れた処理体制の確立、エネルギーの有効利用促進のため。
-------	-------------------------------------

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の表3に示す施設整備に先立ち、令和2年度より表4に示す計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設 整備事業(事業番号1)に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画策定</li> <li>・測量・ボーリング調査</li> <li>・埋設物調査</li> <li>・PFI・DBO導入可能性調査</li> <li>・生活環境影響調査</li> <li>・要求水準書作成</li> <li>・土壌調査</li> </ul>	R2-R5

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

リサイクル品の利用を促進するため、事業所に対し、事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を取りそろえ、自らもそうした商品を活用したり、店頭回収等の実施・協力することにより、資源物の有効利用と環境保全を推進するよう指導していく。一方、当市はコピー用紙等に再生品を率先して使用する。

また、市の発注工事においてはエコセメントの使用を推進している。

### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機・液晶テレビ・プラズマテレビの対象品目について、家電リサイクル法によりメーカーが引き取ることとなっている。この法律は、「拡大生産者責任」が明確に位置づけられた法律であり、対象家電をメーカールートに円滑に流すことが、「拡大生産者責任」の普及にも繋がると考えられる。その後「資源有効利用推進法」でメーカーによる引き取りが義務付けられたパソコンと併せて、引き取りルートを積極的にPRしていくこととする。

### ウ 不法投棄対策

不法投棄の防止のため、監視やパトロールの強化、都や警察との連携を図り、不法投棄への厳格な対応と未然防止への取り組みを実施していく。

### エ 災害時の廃棄物処理体制の整備

当市は「地域防災計画（平成 26 年度修正）」を策定しており、緊急出動体制の整備や災害時における応急体制の確保、避難所の生活環境の確保を実施している。

また、「災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）」に基づき、周辺市町村等と連携を図りながら、災害廃棄物の収集運搬、保管、処理処分を行う。

### 3 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

当市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて都・国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況等を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 (令和元年度)

## 1 地域の概要

(1) 地域名	東村山市	(2) 地域内人口	151,024 人	(3) 地域面積	17.14 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	東村山市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度	
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	4,345	4,406	4,341	4,215	4,141	3,992	(-3.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.09	1.11	1.18	1.06	1.05	1.02	(-2.9%)
	生活系 総排出量(トン)	32,641	32,499	31,933	31,731	31,257	28,906	(-7.5%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	156.2	155.7	153.0	151.3	149.7	141.6	(-5.4%)
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	36,986	36,905	36,274	35,946	35,398	32,898	(-7.1%)
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	7,055 (19.1%)	7,308 (19.8%)	7,073 (19.5%)	6,982 (19.4%)	6,779 (19.2%)	6,931	(21.1%)
	総資源化量(トン)	17,171 (43.1%)	17,196 (43.4%)	16,765 (43.2%)	16,598 (43.2%)	16,114 (42.8%)	15,170	(43.7%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量MWh)	-	-	-	-	-	-	-
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	22,673 (61.3%)	22,416 (60.7%)	22,087 (60.9%)	21,789 (60.6%)	21,519 (60.8%)	19,525	(59.4%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	(0.0%)

## 3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	処理能力(単位)	
秋水園(ごみ焼却施設)	東村山市	ストーカ炉 全連続焼却炉	有	150 t/日 (75 t/日×2炉)	S56.10	R10.3	施設の老朽化等	全連続焼却式 ストーカ	R10.4	110 t/日 (55 t/日×2炉)	

注：計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料4）

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 (令和元年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考	
				開始	終了	計画期間計 (総合計)	R2	R3	R4	R5	R6	(R7以降)	計画期間計 (総合計)	R2	R3	R4	R5	R6	(R7以降)		
○エネルギー回収等に関する事業						130,600 (9,495,600)	0	0	0	0	130,600	(9,365,000)	130,600 (8,650,600)	0	0	0	0	130,600	(8,520,000)		
	1	東村山市	110	t/d	R6	R11	130,600 (9,495,600)	0	0	0	0	130,600	(9,365,000)	130,600 (8,650,600)	0	0	0	0	130,600	(8,520,000)	
○施設整備に関する 計画支援事業							149,995 (149,995)	31,415	21,460	55,560	41,560	0	(0)	149,995 (149,995)	31,415	21,460	55,560	41,560	0	(0)	
		東村山市					28,335 (28,335)	13,375	14,960	0	0	0	(0)	28,335 (28,335)	13,375	14,960	0	0	0	(0)	
		東村山市					9,240 (9,240)	9,240	0	0	0	0	(0)	9,240 (9,240)	9,240	0	0	0	0	(0)	
		東村山市					8,800 (8,800)	8,800	0	0	0	0	(0)	8,800 (8,800)	8,800	0	0	0	0	(0)	
	31	東村山市			R2	R5	6,500 (6,500)	0	6,500	0	0	0	(0)	6,500 (6,500)	0	6,500	0	0	0	(0)	
		東村山市					50,000 (50,000)	0	0	35,000	15,000	0	(0)	50,000 (50,000)	0	0	35,000	15,000	0	(0)	
		東村山市					41,120 (41,120)	0	0	20,560	20,560	0	(0)	41,120 (41,120)	0	0	20,560	20,560	0	(0)	
		東村山市					6,000 (6,000)	0	0	0	6,000	0	(0)	6,000 (6,000)	0	0	0	6,000	0	(0)	
合 計							280,595	31,415	21,460	55,560	41,560	130,600		280,595	31,415	21,460	55,560	41,560	130,600		



地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
発生抑制、 再使用の推進 に関わるもの	11	発生抑制の推進	家庭ごみの有料化、生ごみの減量化、資源化、マイバック運動・レジ袋対策、廃棄物減量等推進員を中心とした3Rの推進等	東村山市	R2	R6		継続・検討					
	12	再使用の推進	フリーマーケットの開催、粗大ごみの再生処理等	東村山市	R2	R6		継続・推進					
	13	再利用の推進	集団資源回収及び生ごみ集団回収の実施	東村山市	R2	R6		継続・推進					
	14	普及啓発活動の推進	広報誌の発行や、ホームページを利用した広報活動等	東村山市	R2	R6		継続・推進					
	15	環境教育の推進	小学生を対象とした施設見学や出前授業の実施、リサイクルフェアでの施設見学や環境標語の募集等	東村山市	R2	R6		継続・推進					
	16	助成制度の推進	集団資源回収事業の助成、生ごみ減量化容器への助成等	東村山市	R2	R6		継続・推進					
	17	事業系ごみにおける減量及び再利用計画の作成	事業系指定袋(有料)による排出者責任の明確化、事業用大規模建築物所有者による減量及び再利用計画書作成の徹底	東村山市	R2	R6		継続・推進					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	生活系ごみ処理体制の現状と今後	将来も現行の受入体制を基本とするが、関係法令の改正や市民要望等を踏まえ、各種検討を行う。	東村山市	R2	R6		現行を基本に各種検討					
	22	事業系ごみの処理体制の現状と今後	将来も現行の受入体制を基本とするが、減量化・資源化の推進、自己処理責任の遵守を求める。	東村山市	R2	R6		現行を基本に減量等推進					
処理施設の整備 に関するもの	1	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業		東村山市	R6	R11	○					設計 建設	次期計画 R7～11
施設整備に係る 計画支援に 関するもの	31	11に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画策定</li> <li>・測量・ボーリング調査</li> <li>・埋設物調査</li> <li>・PFI・DBO導入可能性調査</li> <li>・生活環境影響調査</li> <li>・要求水準書策定</li> <li>・土壌調査</li> </ul>	東村山市	R2	R5	○	基本計画策定 測量・ボーリング調査 埋設物調査 PFI・DBO導入可能性調査 生活環境影響調査 要求水準書策定 土壌調査					
その他	41	再生利用品の需要拡大	リサイクル品の利用促進、焼却残さの資源化	東村山市	R2	R6		検討・実施					
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	引き取りルートの積極的なPR、処理料金の先払い制に関する働きかけ等	東村山市	R2	R6		継続・周知					
	43	不法投棄対策	パトロール強化、監視システム体制整備、NPO・都・警察との連携強化	東村山市	R2	R6		実施・強化					
	44	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害時に備えた組織体制の整備	東村山市	R2	R6		組織体制の構築					

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 東京都

(1)事業主体名	東村山市
(2)施設名称	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設
(3)工 期	令和 6 年度～令和 11 年度
(4)施設規模	処理能力 約 110 t / 日（2 炉または 3 炉）
(5)形式及び処理方式	全連続燃焼式 焼却方式
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有)・無 2. 熱回収の有無 (有)・無（エネルギー回収率 18%以上）
(7)地域計画内の役割	老朽化施設の更新、エネルギーの高効率回収、CO <sub>2</sub> の削減
(8)廃焼却施設解体工事 の有無	(有) ・ 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	—
------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス熱利用 率	—
(11)バイオガスの利用 計画	—

(12)事業計画額	全体：9,495,600 千円 期間内：130,600 千円
-----------	-----------------------------------

## 計画支援概要

都道府県名 東京都

(1)事業主体名	東村山市		
(2)事業目的	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設（事業番号1）整備のため		
(3)事業名称	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係る基本計画策定	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係る測量・ボーリング調査	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係る埋設物調査
(4)事業期間	令和2年度（その1） 令和3年度（その2）	令和2年度	令和2年度
(5)事業概要	・基本計画策定	・測量・ボーリング調査	・埋設物調査
(6)事業計画額	13,375千円（その1） 14,960千円（その2）	9,240千円	8,800千円

(3)事業名称	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係るPFI・DBO導入可能性調査	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係る要求水準書策定
(4)事業期間	令和3年度	令和4年度（その1） 令和5年度（その2）	令和4年度（その1） 令和5年度（その2）
(5)事業概要	・PFI・DBO導入可能性調査	・生活環境影響調査	・要求水準書策定
(6)事業計画額	6,500千円	35,000千円（その1） 15,000千円（その2）	20,560千円（その1） 20,560千円（その2）

(3)事業名称	(仮称)東村山市秋水園ごみ処理施設整備事業（事業番号1）に係る土壌調査
(4)事業期間	令和5年度
(5)事業概要	・土壌調査
(6)事業計画額	6,000 千円



図 1 対象地域図

ごみ処理目標の設定に関するグラフ

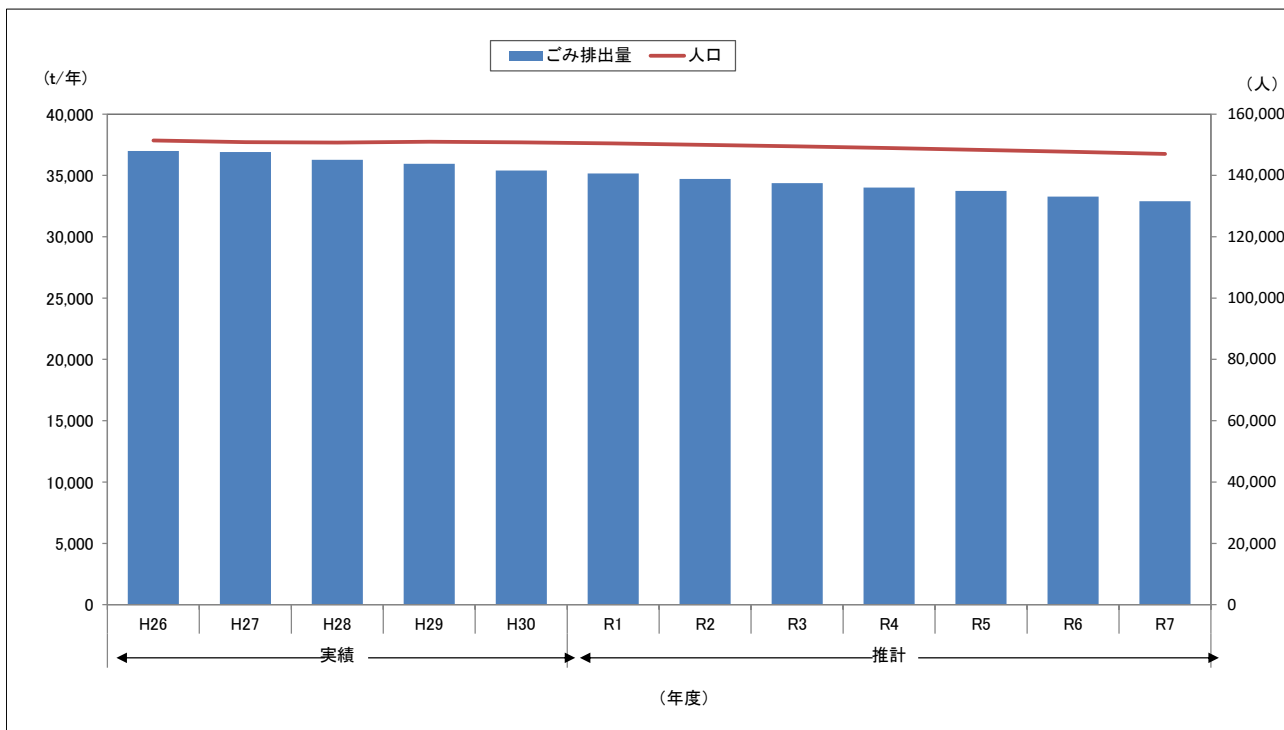


図 2 ごみ排出量と人口の推移

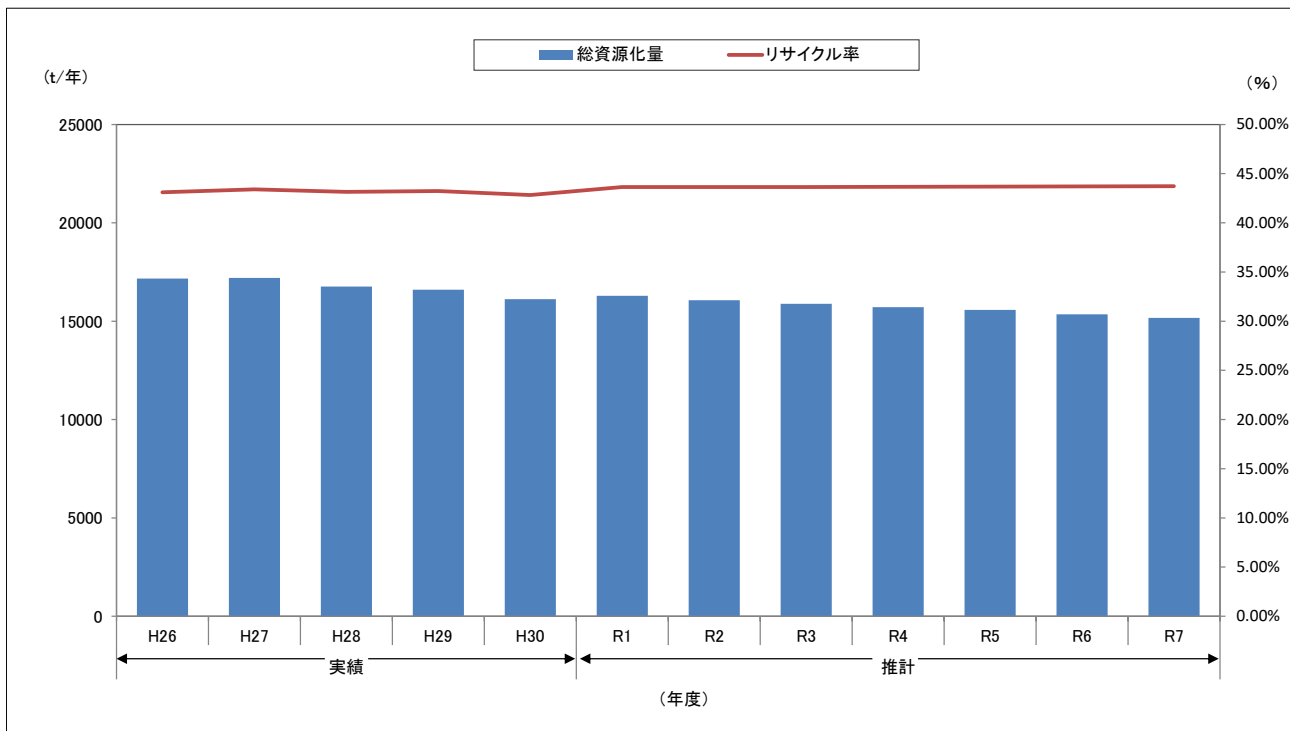


図 3 総資源化量とリサイクル率の推移

## 分別区分表

表 1 分別区分表

分別区分	具体的な種類	排出方法	収集方法	収集頻度
燃やせるごみ	生ごみ、ぼろ布、衛生上焼却処分が必要なもの(バンソウコウ、点滴パック)、保冷剤、紙おむつ、剪定枝、落ち葉など	指定袋 (青色・半透明)	戸別収集	週 2 回
燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、スポンジなど	指定袋 (橙色・半透明)	戸別収集	月 1 回
容器包装プラスチックごみ	お菓子の袋、シャンプーなどのボトル類、発砲スチロールなど、中身の商品を取り出した時点で不要となるプラスチック製の容器や包装	指定袋 (灰色・半透明)	戸別収集	週 1 回
ペットボトル	飲料・調味料などの容器	指定袋 (灰色・半透明)	戸別収集	週 1 回
びん・かん	飲食・化粧品用のびん・かん、スプレー缶、カセットボンベ	ポリ袋 (透明又は半透明)	戸別収集	週 1 回
有害物	蛍光灯、電球、電池、水銀式体温計、使い捨てライター	ポリ袋 (透明又は半透明)	戸別収集	週 1 回
古紙・古着	新聞、雑誌、段ボール、紙パック	ひも	戸別収集	月 2 回
	雑紙	袋		
	古着	ひも・ポリ袋 (透明又は半透明)		
粗大ごみ	タンス、衣装ケース、いす、机、マットレス、カーペット、縁台、網戸など	品目別料金 シール貼付	電話申込 ・ 自己搬入	随時

注) 令和元年 12 月現在

地域内の施設の現況と予定

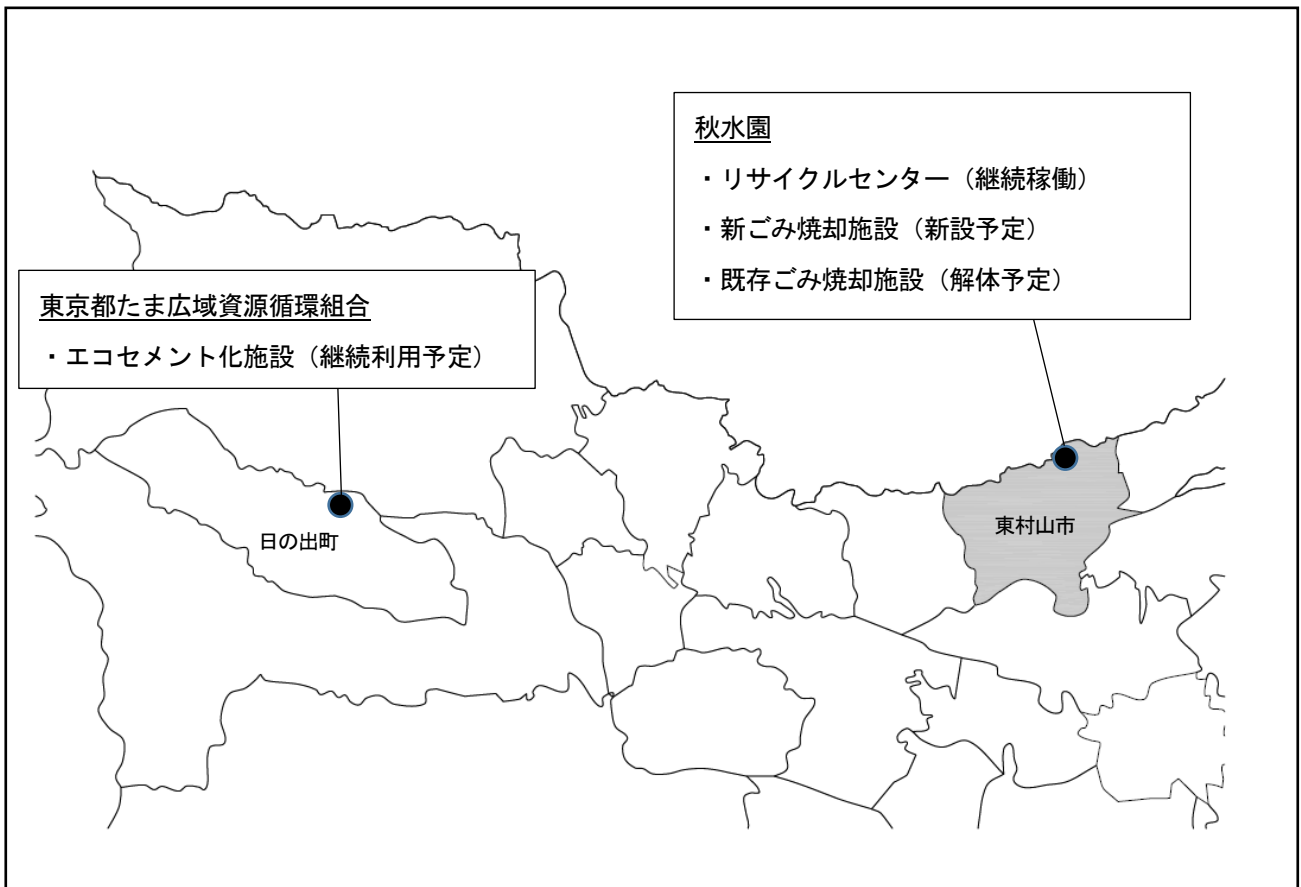


図 4 地域内の施設の現況と予定